

地域振興委員長報告

(第99回安来市議会定例会 6月定例会議)

去る6月1日に開議された本会議において、本委員会に付託されました議案について、7日に地域振興委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

「議第75号安来市土地開発公社定款の一部変更について」につきまして、全会一致で執行部提出原案どおり可決すべきものと決しました。

主な審査の経過について報告いたします。

委員からの「コロナの状況等を想定した中で、新たに加えられるという考え方なのか。」という質疑に対し、執行部からは「変更理由については、コロナウイルス感染症が元にはなっているが、感染症だけではなく開催が困難な場合においても理事書面決議を可能とするため。」と答弁がありました。

また、委員からの「これまではコロナの状況の中でも理事会をされていたのか。」という質疑に対し、執行部からは「去年の理事会は、第1回理事会・第3回理事会・第4回理事会は対面で行い、9月18日に開催した第2回理事会は書面決議であった。これは感染状況を鑑み、理事長の判断で行った。」と答弁がありました。

更に、委員からの「土地開発公社の定款の変更は、知事の権限がなければできないのか、また、議決された後はいつ頃この要項になるのか。」という質疑に対し、執行部からは「公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）に定款の変更は市議会の議決を経て知事の認可を受けなければその効力を生じないとの定めがあり、時期については、公社事務局の説明により、7月に知事認可を受けられるよう手続を進めたいとのこと。」と答弁がありました。

以上、地域振興委員長報告といたします。